

7 . 環境局

環境局 平成20年度局運営方針

基本方針

市民、事業者、市がパートナーシップのもとに、「自然と共生し持続可能な環境を未来ある子供のために伝える都市（まち）」を目指し、施策の推進を図ります。

（さいたま市環境基本計画から H16.1 制定）

主な取り組み

1．地球温暖化防止のための施策の推進

- ・市民や事業者の皆様とともに、様々な環境問題の解決に関する施策・事業を展開します。
- ・太陽光発電などの新エネルギーの普及促進、施設など省エネルギー化の推進を図ります。

2．資源循環型社会の構築

- ・ごみの発生抑制、再使用、再生利用、環境負荷の少ない適正処理を推進し、ごみの削減を目指します。
- ・環境負荷の少ない資源循環型の一般廃棄物処理システムを構築します。
- ・ごみ処理施設においては、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを利用して熱供給や発電を行い、資源・エネルギーの有効利用を図ります。

3．環境面における安心・安全なまちづくりの推進

- ・生活環境の保全に関する施策を総合的に推進し、市民の安全で快適な生活を確保するため、（仮称）生活環境の保全に関する条例を制定します。
- ・廃棄物の適正処理に向けた排出事業者及び処理業者等の指導監督、不適正処理・不法投棄の監視を行います。
- ・計画的な定期整備修繕を行うことで、ごみ処理施設の安定した運営を目指します。

予算額

（単位：千円）

	平成20年度	平成19年度	増減
環境局予算額	12,739,542	12,718,183	21,359
（環境共生部）	6,259,620	5,867,147	392,473
（施設部）	6,479,922	6,851,036	371,114

主要事業

新クリーンセンター整備事業（新クリーンセンター建設準備室） 予算額：59,078千円

老朽化した焼却施設の代替施設として桜区内に、高効率で熱回収して発電を行う熱回収施設とリサイクルセンターを整備します。

E S C O事業（環境総務課） 予算額：180,000千円

地球温暖化対策の一環として、市有施設の省エネルギー化を進めます。平成20年度は、さいたま市文化センターを昨年度選ばれた最優秀提案に基づき改修工事を行います。9月～12月に改修工事を行

ない、省エネルギー効果の検証作業を進めます。

(仮称)生活環境の保全に関する条例制定事業(環境対策課)

予算額：2,000千円

平成20年10月公布、平成21年4月施行を目標に(仮称)生活環境の保全に関する条例を制定します。また、条例公布後、その規制内容等について広報事業を実施します。

路上喫煙及びポイ捨て等防止事業(廃棄物政策課) 予算額：47,701千円

市、事業者及び市民が協働して、健康被害や火災を招きかねない路上喫煙の防止や、環境美化の促進を図ることで、快適な生活環境を確保し、安心、安全できれいなまちづくりを推進します。

新エネルギー導入促進事業(環境総務課) 予算額：100千円

晴天日が日本一多いという埼玉県の地域性を活かした太陽光発電・太陽熱利用の普及を進めます。また、製品の特徴や売電の仕組み、市内の事業者情報などを載せた“考えてみるきっかけ”となるリーフレットを11月までに作成し、新エネルギー機器展示相談会等で配布します。

(平成17年の埼玉県の快晴日数は年間/59日で、47都道府県気象官署の中で第1位)

見直し事業

びん残渣資源化有効利用事業(廃棄物政策課) 効果額：35,000千円

埋立処分しているびん残渣を粉碎・造粒し、上下水道をはじめとする軟弱地盤工事の埋め戻し用砂として再利用することで、資源化及び最終処分場の延命化を推進します。

既存事業の推進強化

Saitama City-Lifeの推進(環境総務課)

平成19年度の夏のライフスタイルキャンペーンから、地球環境に優しい「新しい都市型生活」を提案し、市民や事業者と協働で取組んでいます。2年目となる平成20年度は、昨年度の「カーエアコン控え目でエコドライブ」に加え、更に親しみやすい新たな取組を加え、足元からの取組を強化します。

低公害車普及促進対策事業(環境対策課)

低公害車導入に対する補助の実施や「天然ガス自動車普及促進セミナー」開催などの啓発事業により、低公害車の普及促進を図ります。

化学物質対策の推進事業(環境対策課)

化学物質への関心を高めるため事業者、行政、市民の協働による地域対話(リスクコミュニケーション)を推進し安全・安心な暮らしを実現します。

団体資源回収運動・生ゴミ処理容器等購入費補助事業(廃棄物政策課)

循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化及び資源の有効利用を推進するため、本事業の更なる充実に取組みます。

ごみ不法投棄撲滅対策事業(産業廃棄物指導課)

監視カメラの増設、更に夜間・休日パトロールの実施により隙間のない監視を行います。

直接搬入ごみの資源化促進(各ごみ処理施設)

ごみ処理施設に直接搬入されたダンボール等の紙ごみを分別することで、資源化を促進します。

焼却残渣(焼却灰等)の有効利用促進(各ごみ処理施設)

廃棄物を焼却した後に発生する残渣(焼却灰等)を、スラグ・セメント・人工砂化することで有効利

用を図り、ごみ排出量に対する最終処分比率を平成22年度までに8%以下にすることを目標に、最終処分量を極力減らします。

環境ISOの取得（廃棄物の収集運搬及び処理施設）

平成20年度末までに廃棄物の収集運搬及び処理施設が環境ISOを取得し、環境への影響を考慮した規定及び規格に基づき運営方法を体系的に定め、安全かつ安定的な事業推進に取り組めます。

リサイクル品展示販売会の充実（岩槻環境センター、東部リサイクルセンター）

不用品として排出された家具等を修繕し、再生使用することでごみを減量し、循環型社会の構築を目指します。

